

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	屋外広告業の新規（更新）の登録		
根拠法令及び条項	那覇市屋外広告物条例第36条第1項及び同条第3項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市屋外広告物条例第37条及び同条例第39条第1項 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成24年12月28日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 都市計画課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 那覇市屋外広告物条例

### (屋外広告業の登録)

第36条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後も当該処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

### (登録の申請)

第37条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号、氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
  - (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、役員(氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (5) 第45条の業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第39条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

### (登録の拒否)

第39条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第37条の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければ

ならない。

- (1) 第49条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
  - (2) 屋外広告業者(第36条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第49条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
  - (3) 第49条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
  - (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があ  
るもの
  - (7) 第45条の業務主任者を選任していない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。